

平成27年3月11日  
水管理・国土保全局  
水資源部水資源政策課

## 水源地域対策特別措置法に基づく<sup>あすわがわ</sup>足羽川ダムの 水源地域整備計画の決定について

水源地域対策特別措置法に基づき、<sup>くずりゅうがわすいけいへこがわ</sup>九頭竜川水系部子川足羽川ダムに係る水源地域整備計画を平成27年3月11日付で決定したのでお知らせします。

同計画は、福井県知事が関係者の意見をきいて、指定された水源地域において必要な事業からなる整備計画の案を作成し、国土交通大臣が決定したものです。

### 足羽川ダムの水源地域整備計画の概要

足羽川ダムの水源地域(福井県今立郡池田町の一部)等において実施する道路、林道、公民館その他の集会施設等、4の事業区分に亘って事業が定められています。(別紙)

今後、決定された水源地域整備計画に基づいて福井県および池田町により、地域の生活環境、産業基盤等の整備が進められることとなります。

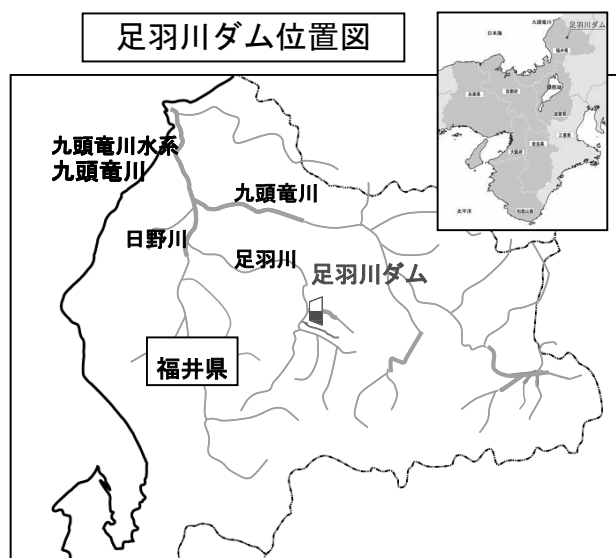
### ( 参考 )

#### ・水源地域整備計画とは

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画は、ダムの建設によって著しい影響を受ける地域について生活環境及び産業基盤を整備するため策定するものであり、その実施を推進することにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るものです。

#### ・足羽川ダムの概要

足羽川ダムは、九頭竜川水系の足羽川、日野川および九頭竜川下流域における洪水被害の軽減を目的として福井県今立郡池田町に建設されるダムです。



(担 当) 水管理・国土保全局 水資源部  
水資源政策課 水源地域振興室  
小林・枅内  
(電 話) 代表 03-5253-8111  
(内線 31-313・314)  
直通 03-5253-8391  
(FAX) 03-5253-1581

(別紙)

あすわがわ  
足羽川ダム水源地域整備計画の概要

1. 足羽川ダムの概要

水系河川名	くずりゅうがわすいけいへこがわ 九頭竜川水系部子川	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
位置	(左岸) 福井県今立郡池田町小畑 地先 (右岸) 福井県今立郡池田町小畑 地先		
建設の目的	洪水調節		

2. 水源地域対策特別措置法に関する経緯

ダム指定	水源地域指定	水源地域整備計画決定
平成20年 3月24日 (政令第59号)	平成27年 1月28日 (国土交通省告示第164号)	平成27年 3月11日 (国土交通省告示第312号)

3. 水源地域

水源地域	福井県今立郡池田町のうちまつがたに おぼたけ ちよだに しもあらたに かなみだに、 あそだに おおもと かごかけ がまさわ おだるみ ひがしあお にしあお ひえだ 筋生谷、大本、籠掛、蒲沢、尾緩、東青、西青及び稗田
------	---

4. 水源地域整備計画の概要

事業区分	事業主体	事業概要
道路	福井県、池田町	国道の整備、町道の整備
林道	池田町	林道の整備
公民館等	池田町	集会施設の整備
スポーツ・レクリエーション施設	池田町	展望休憩施設の整備
予定工期：おおむね平成27年度から平成38年度までを目途とし、弾力的に執行する。		
経費の概算額：約27億円		